

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良地方務局長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和七年八月二十二日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（不動産登記法第十四条第一項による地図作成）

二 測量の地域 香芝市の一部

三 測量の期間 令和七年十月一日から令和八年一月三十一日まで